

社会福祉法人 すばる

特別養護老人ホームさくら 入居契約書

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人すばる（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホームさくら（以下「当施設」という。）における居室及び教養施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供されるユニット型指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び教養施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める地域密着型介護福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービスの内容は、入居後作成する「地域密着型施設サービス計画」に定めるとおりとします。
- 3 契約者は第16条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（サービス計画の決定・変更）

- 第2条 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定めるサービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 サービス計画は、計画作成担当者が、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画作成担当者に、サービス契約についての変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、介護サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険の基準サービス)

第3条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、当施設において契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

(介護保険の基準外サービス)

第4条 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供します。

- 一 契約者が選定する特別な食事の提供
 - 二 契約者に対する理美容サービス
 - 三 生きがい活動
 - 四 クリーニングサービス
 - 五 日常生活用品購入代行サービス
 - 六 インフルエンザ予防接種
- 2 前項のサービスについて、その利用に関わる実費は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等にわかりやすく説明するものとします。

(運営規定の遵守)

- 第5条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができません。

第二章 料金

(サービス利用料金の支払い)

- 第6条 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって寒河江市から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割又は2割、3割に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。

- 3 第4条に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸経費実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。
- 5 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごと毎月末日に清算し翌月10日までに請求、契約者は請求書受領後翌月20日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。尚、この場合の支払については、第5項を準用するものとします。

（利用料金の変更）

- 第7条 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は該当サービス利用料金を変更できるものとします。
- 2 変更する場合は、1か月前までに通知し、契約者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「料金表」を作成し、お互いに取り交わします。
 - 3 前条第2項及び第3項に定める利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 4 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業者の義務等

（事業者及びサービス従事者の義務）

- 第8条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合は、医師又は看護師と連携し、契約者からの希望等を聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
 - 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急且つやむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないことを原則としますが、契約者に対し、やむなく隔離、身体拘束、薬剤投与などの行動の制限をする場合は、身体拘束マニュアルを遵守し、介護サービス記録に次の事項を記載します。
 - （1）制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、期間
 - （2）本人、家族に対する説明の時期及び内容
 - （3）その他必要な書類（同意書等）

(保険料給付の請求のための証明書の交付)

- 第9条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない地域密着型介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した地域密着型介護老人福祉サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を契約者に交付します。
- 2 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定更新申請の援助を行うものとします。
 - 3 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管するものとします。また、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこの記録物の閲覧を認めることができます。

(守秘義務等)

- 第10条 事業者及びサービス従事者は、地域密着型介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 事業者は、第20条に定める契約者の円滑な退居のための援助を行う場合、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書等にて契約者の同意を得るものとします。
 - 4 事業者は契約者またはそのご家族に関する個人情報について、利用者の介護に関係した必要な範囲内でのみ、サービス担当者会議等において情報提供します。
 - 5 前項に加え、個人情報保護のガイドラインに基づく取り扱いを行うこととし、別に定める個人情報に関する規程により個人情報の取り扱いに係る基本方針並びに利用目的を明示し、これを遵守し、目的以外に個人情報を利用する場合は、新たに同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 第11条 契約者は、居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但しその場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
 - 3 契約者は、当施設の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の責任により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びそのご家族等との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約者の禁止行為)

第 12 条 契約者は、当施設内での次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 2 決められた場所以外での喫煙
- 3 サービス従事者又は他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような活動、宗教活動、政治活動、並びに営利活動を行うこと
- 4 その他決められた物以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第 13 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともない、事業者の責任ある事由により契約者に損害を生じさせた場合、すみやかに契約者のご家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を行い、賠償責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、双方の話し合いに置いて損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 14 条 事業者は、以下の各号に該当する場合には、その責を負わないものとします。

- 2 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合
- 3 契約者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合
- 4 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が生じた場合
- 5 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が生じた場合

(事業者の責任によらない事由によりサービスの実施不能)

第 15 条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責任によらない事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に事業者は、契約者に対してすでに実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1 ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払については、第 6 条第 6 項の規定を準用します。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由)

第 16 条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 2 契約者が死亡した場合
- 3 要介護認定により契約者が要介護 1・2 に判定され、特定入所要件に該当しない場合。
- 4 要介護認定により契約者が非該当又は要支援と判定された場合
- 5 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- 6 当施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
- 7 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 8 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 9 契約者から退居の申し出があった場合

(契約者からの中途解約等)

第 17 条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、第 5 条第 3 項、第 7 条第 4 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が第 1 項の通知を行わずに、当施設を退居した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって本契約は解約されたものとします。
- 5 第 6 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

(契約者からの契約解除)

第 18 条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 2 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- 3 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- 4 ご契約者が入院された場合
- 5 事業者若しくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 6 事業者若しくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- 7 事業者若しくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい事情が認められる場合

- 8 他の入居者が、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第19条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合は、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、また不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 契約者が病院又は診療所に入院し、3ヶ月以内の退院が見込まれない場合もしくは、入院期間が3ヶ月を越えた場合
但し、1ヶ月経過時点で、契約者の状況確認をさせていただきます
- (5) 契約者が介護保険施設に入所、入院した場合
- (6) ご契約者が精神的疾患により他の利用者様に対し暴言・暴行などを働かれ、周囲方々の精神状況・生活状況に悪影響を及ぼすと考えられる場合には、退所していただく場合があります。
- (7) 契約者またはそのご家族様等からの以下の具体例にあるような著しい迷惑行為が行われた場合、退所して頂く場合があります。

〈契約を解除する場合の具体例〉

暴力又は乱暴な言動

例) 物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
怒鳴る、奇声を発する、大声を発するなど

セクシュアルハラスメント

例) 従業員や他入居者の体を触る、手を握る、突然抱きしめる
女性のヌード写真を見せるなど

その他

例) 従業員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為など

- 2 前項の規定による契約の終了後、退居までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

(契約の終了に伴う援助)

第 20 条 本契約が終了し、契約者が当施設を退居する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(契約者の入院に係る取り扱い)

第 21 条 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び当施設に入居できるものとします。

- 2 前項における入院期間中において、契約者は1ヶ月に6日を限度として、1日につき、介護保険負担割合が1割負担の場合246円、2割負担の場合492円、3割負担の場合738円を事業者を支払うものとします。

(居室の明け渡し、清算)

第 22 条 契約者は、第16条から第19条により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項(現状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行したうえで、居室を明け渡すものとします。

- 2 前項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については、第6条第6項を準用します。

(一時外泊)

第 23 条 契約者は、事業者の同意を得たうえで、おおむね1週間以内の期間で、施設外に宿泊することができるものとします。この場合、契約者は宿泊開始日の7日前までに事業者に届け出るものとします。

- 2 前項に定める宿泊期間中において、契約者は1ヶ月に6日間を限度として、1日につき、介護保険負担割合が1割負担の場合246円、2割負担の場合492円、3割負担の場合738円を事業者を支払うものとします。

第七章 その他

(身元引受人)

第 24 条 事業者は、入居契約時又は契約の有効期間中に契約者が、心身の喪失その他の事由により判断能力を失って、本契約を締結又は履行しがたい場合及び本契約が終了した後、契約者の遺留金品等の引き取りに備え、身元引受人を求めることができます。ただし、社会通念上、

契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- 2 前項に定める本契約終了後の契約者の遺留金品等引取り事由が生じた場合は、身元引受人にその旨を連絡するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の連絡を受けた後1週間以内に契約者の遺留金品を引き取るものとします。但し、身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨を連絡するものとします。
- 4 第1項に定める身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務についても、契約者と連帯して履行責任を負うものとします。
- 5 身元引受人は、第1項から第4項に定める他、次の各号の責任を負います。
 - 一 本契約の有効期間中は、契約者の最善の利益を図るよう努めること。
 - 二 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力するとともに、契約者の入院期間中の対応は身元引受人が行うものとする。
 - 三 本契約の解除又は終了の場合、事業者と連携して契約者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - 四 契約者が死亡した場合の遺体の引き取り及びその他必要な措置
- 6 事業者は、契約者が身元引受人を定めない場合には、自己の判断で契約者の品等を処分できるものとします。その費用については、契約者の預かり金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺することができるものとします。
- 7 本契約期間中に、身元引受人が心身の喪失その他の事由により判断能力を失った場合、身元引受人の家族等に身元引受人を変更していただくことがあります。

(苦情処理)

第25条 契約者、契約者のご家族または身元引受人は、施設が提供する施設サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口にお問い合わせ及び申し立てが出来ます。事業者は、契約者の相談や、苦情を受け付けるため、専用の窓口を設け、契約者の希望や苦情に迅速に対応します。

(合意管轄)

第26条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、山形地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第27条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

(契約期間と更新)

第 28 条 この契約の有効期間は、介護保険認定期間とし、

(1) 令和 年 月 日～令和 年 月 日とします。

但し、契約期間の満了以前に契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定の有効期間満了の日までとします。

(2) 上記契約満了日の 14 日以上前までに、契約者から事業者に対して更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

(3) 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定の有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

(法令遵守)

第 29 条 以上の他、介護保険についての法令を守って、契約者に対しサービスを提供します。

なお、この契約書及びこの契約に定めのない事項について疑義が発生した時には、介護保険その他諸法令及び習慣等に基づき、誠意をもって協議し、解決することとします。

以上の契約の証として、本契約書を2通作成し、契約書及び重要事項の説明を受けたことを確認し、契約書に身元引受人と共に記名押印を行い、各自1通ずつ保有する事とします。

令和 年 月 日

(事業者) 住 所 山形県寒河江市大字慈恩寺 235 番地
事業者名 社会福祉法人すばる
代表者氏名 理事長 多田 恵一 ④

(契約者) 住 所
氏 名 ④

(身元引受人) 住 所
氏 名 ④

電話番号

(契約者との続柄)